

教育委員会 8 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 7 年 8 月 7 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 松見 健一 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 長谷川 武宏 図 書 館 長 吉村 きみ 参事兼スポーツ課長 田口 浩一 コミュニティ推進課長 杉江 圭司 教育政策課施設係長 奥村 祐麻
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松浦 慎造 教育政策課専門員兼企画係長 谷山 隼 教育政策課企画係主任 峯藤 駿佑
傍 聴 人 数	1 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 2 5 分

< 前回会議録の確認 >

7 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、6 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、5 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P2）

(3) 令和 7 年 7 月情報公開請求について

- ・令和 7 年 7 月情報公開請求について、2 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（学校教育課長 資料 P3）

(4) 物損事故の専決処分について

- ・瀬戸市立瀬戸特別支援学校、瀬戸市立水野中学校及び瀬戸市立光陵中学校において物損事故が発生し、賠償等について、令和 7 年 6 月 20 日、令和 7 年 7 月 2 日及び令和 7 年 6 月 26 日に専決処

分を行ったことの報告があった。(学校教育課長、教育政策課長 資料P4)

学校教育課長	加藤千春委員から事前質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。 一つ目に「草刈り中の飛び石事故は毎年発生しており、特に今年度は、賠償額の大きい事故が既に2件発生しています。事故が発生する度に「再発防止策を徹底します」との説明がありますが、今回の2件の事故については、「複数の人間で作業にあたる」、「近くに車が駐車している場合は作業を行わない」などの指示事項は守られていたのですか。」についてですが、指示事項である「複数の人間で作業にあたる」、「近くに車が駐車している場合は作業を行わない」の両方とも守られていませんでした。二つ目に「瀬戸市立特別支援学校では、草刈り作業を行っていたのは教員ですが、この作業は職務命令に基づくものですか。」についてですが、教員の草刈り作業については、学校管理規則において、教職員の職務として定められている学校施設の管理、整備の一環であると考えており、校内での業務分担に基づいて包括的に行う教員の草刈り作業は職務命令に基づくものであると考えております。なお、今回の特別支援学校の案件については、事前に草刈りを実施することを教頭に相談し、許可を得て実施したものです。三つ目に「昨年7月の定例会で稲垣委員が指摘されていたように、従来とは異なる徹底した対応が必要だと思いますが、教育委員会の認識を伺います。」についてですが、度重なる注意喚起、周知にも関わらず、安全対策が全く取られていなかったことは教育委員会としても大変重く受け止めております。再度、安全対策の周知徹底を図るとともに、今後は、例えば、安全対策が取られていない場合は、草刈り機を使用できないようにするなどの新たな対策を考えていきたいと思っております。また、飛散防止ネットにつきまして、改めて各校への配置状況を確認し、無いところには配置を行ったというところでございます。
加藤千春委員	飛び石事故は毎年起きていて、具体的に言うと、令和4年度は2件で賠償額は合計で約291千円、令和5年度は1件で賠償額は令和4年度と同じぐらいで、昨年度は1件で賠償額は約38千円となっており、また、今年度は資料にありますように、既に2件で合わせて約600千円になっています。複数人で作業に当たるですとか、近くに車が駐車している場合は作業を行わないという指示事項を毎年度事故が起こるたびに校長会にて注意喚起をしているという説明だったわけですが、今回この2件についていずれも指示事項が守られていなかったというのは、何か特別な事情があるのでしょうか。例えば、その学校では人が少なくて複数人ではできないですとか、車が停まってもやらざるを得ないですとか、何か特別な事情があるのでしょうか。
学校教育課長	今回の案件でございしますが、私どもの方で状況を確認したところ、緊急性があったとは考えられないような案件でございました。確かに、草刈り等の作業については慢性的に人手不足ではございますが、今回の案件につきましては、緊急性がさほどなかったということから、行った人間の不注意、考え方に問題があったのではないかと考えております。
加藤千春委員	先ほどの説明ですと、瀬戸特別支援学校では事前に草刈り作業をやることについて担当の教員は教頭に相談しているということですが、従来からの指示事項が浸透していれば、その時点で複数の人間でやるようにですとか、あるいは車には十分気を付ける

	ようにですとか、そういう指示があつて然るべきだったと思うのですが、結果から判断すると、再発防止策の徹底が十分に学校全体に行き渡っていないのではないかと思います。この賠償金というのは、個人で賠償しているわけではなくて、全て公費で賠償しているわけですから、もっと注意をして慎重に作業を行っていただかないといけないと思うのですが、今後の対応について、改めてどのようなことを考えておられるのでしょうか。
学校教育課長	おっしゃるとおり、学校において隅々まで周知がなされていなかったというのが、今回の事案を通してわかるところでございますので、再度、学校関係者及び教職員全てに周知徹底を図るように求めていると考えているところでございます。また、安全対策が取られていない場合、草刈り機の使用自体をできないような形にするですとか、使用時に許可を求めるですとか、そんなようなことを新たな対策として考えていきたいと考えているところでございます。
稲垣委員	瀬戸市教育委員会や学校から何度も周知して再発防止に取り組んでいるにも関わらず、上手くいっていないというのが現状だと思いますので、2人で来ないと貸出ができないですとか、物理的に何か対策を取るなど、従来等の周知徹底、ガイドライン遵守とは少し違った視点で対策を考えていただければと思います。
学校教育課長	ありがとうございます。おっしゃるとおり、物理的な視点も含めて、学校現場の者と相談しながら新たな対策を考えてまいりたいと思っております。

2 議 案

第31号議案 令和7年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について

- ・令和7年度瀬戸市教育委員会9月補正予算（案）について説明があつた。（教育政策課長、学校教育課主幹、参事兼スポーツ課長 資料P5～7・別添資料）

学校教育課主幹	加藤千春委員から事前質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。「給食センター及び単独校における調理委託では債務負担行為を設定していますか。」についてですが、これまで給食センター及び単独校における調理業務委託につきましては、債務負担行為を設定していません。瀬戸特別支援学校の児童生徒に提供する給食の特殊性を鑑み、従業員の確保等の準備期間を長くすることが必要であると判断したことから、今回債務負担行為を設定させていただくことになりました。
稲垣委員	6ページに関して、元々の資料にあった幡山東小学校の屋外トイレの改修工事が新たな資料ではなくなっていると思うのですが、その経緯について教えていただけますでしょうか。
教育政策課施設係長	こちらの経緯といたしましては、昨年度以前に実施していた幡山東小学校の長寿命化改良工事の中で屋外便所の改修を想定していたのですが、今回補正予算の議案に挙げさせていただいている土砂災害防止対策工事の工法の基本設計を昨年度実施している中で、土砂災害防止対策工事の工法によっては屋外便所を解体する可能性が判明しまして、改修を延期したところでございます。土砂災害防止対策工事の工法等が決まり、既存の屋外便所は残ることになったことから、今回改修も併せて予算を要求した

	ところ、優位な起債等での充当が査定の中で困難となることが判明しまして、9 月補正からは見送るというような形で変更となったところでございます。
稲垣委員	予算も限られている中で優先順位がありますので、その判断について特に異を唱えるものではないですが、長寿命化工事のときから懸案事項としてトイレの改修工事があったということに加えて、学校訪問で幡山東小学校に行きまして、やはり少し古くて汚い上に和式でもあったので、優先順位があることは理解しましたが、早い段階で改修工事ができるように検討していただければと思います。よろしくお願いします。
加藤千春委員	幡山東小学校の土砂災害防止対策工事ですが、具体的にどういう内容の工事なのかということが一点と、これは年度内に完了する予定なのか、その二点を教えていただけますでしょうか。
教育政策課施設係長	一点目の内容につきまして、幡山東小学校の東側法面が約 200m 超にわたり土砂災害の特別警戒区域に指定されている状況でございます。校舎や体育館といった施設の安全性が確保されるように、土砂災害の恐れがある法面の下に土砂が崩壊してきたときに衝撃を受け止めるための防護柵を施設とその法面の間に設置する工事を予定しております。二点目に工事の期間ですが、今回 9 月補正で承認いただいた後に、入札を行いまして、令和 8 年度末までの繰越明許費という形で工事を予定しているところでございます。
加藤千春委員	そうすると、土砂崩れを防ぐというよりも、土砂が崩れたときに施設に災害が及ばないようにすることに重きを置いた工事ということなののでしょうか。
教育政策課施設係長	おっしゃるとおり、土砂災害そのものを防止するというよりも、もし災害が起こった際に、児童がいる施設の安全を確保するというところに重きを置いたところでございます。法面が崩れないようにする工法も昨年度検討しましたが、予算ですとか、工事を早期に実施する必要があるということですか、また、教育活動への影響を鑑みまして、防護柵の工法を採用したところでございます。
稲垣委員	法面は瀬戸市の土地なののでしょうか。
教育政策課施設係長	土砂災害特別警戒区域が指定されている土地は、瀬戸市が所有する土地でございまして、その周囲には隣接する民有地もございます。工法によっては、瀬戸市の所有する土地だけではなく、隣地の方にも影響を及ぼすというところでの検討も当時していたところでございます。
加藤千春委員	学校教育課の債務負担行為補正について、期間が令和 7 年 12 月から令和 13 年 3 月までの 64 か月ということですが、令和 7 年度分の予算はどのように措置しているのでしょうか。
学校教育課主幹	瀬戸特別支援学校の調理員の予算ということでしょうか。令和 7 年度は直営で運営しておりますので、予算上では委託料ではなく、人件費で運営をしているという理解をしていただければと思います。
加藤千春委員	債務負担行為の期間が令和 7 年 12 月からとなっていますので、当然令和 7 年 12 月が契約の始まりで 64 ヶ月間だと思うのですが、これは令和 8 年度から令和 12 年度までの金額で 321,420 千円になるのではないですか。
学校教育課主幹	質問を勘違いしてしまい申し訳ございません。「令和 7 年度における 12 月から 3 月末までの予算はどうなっていますか。」というご質問だと思いますが、ここはあくまで

	も業者における準備行為に係る費用となっていますので、特にそこについての委託料は発生せず、4 月以降に調理が発生した段階から委託料については発生するというような契約をさせていただきたいと考えております。
加藤千春委員	そうすると、令和 7 年 12 月から期間設定したのはどのような理由なのでしょう。
学校教育課主幹	先ほど申し上げましたように準備行為をしていただく可能性がありまして、12 月の段階ではどこにも予算計上してないものですから、この期間も含めて債務負担行為を設定して 12 月中に契約をさせていただき、そこから業者が準備行為をできる形としたと思っています。ですから、債務負担行為を 12 月から設定するという考え方をさせていただいております。
加藤千春委員	瀬戸特別支援学校の調理業務のための準備行為ということで、研修等を行うのであれば、その費用も委託者側が支払うということもあり得ると思うのですが、令和 7 年度分については「準備行為は全て無償でやってください。」という内容で 12 月に契約するということから、64 か月の契約を行うという理解でよろしいでしょうか。
学校教育課主幹	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	次にスポーツ課の野外活動センター雨漏り修繕工事ですが、一般的に雨漏りは原因が複雑と言いますか、水が垂れてくる所の直上から必ずしも雨が漏れているわけではないということが往々にしてあると思います。修繕工事の予算はありますが、この雨漏りの原因は既に確認をされているのかどうかということを教えていただけますでしょうか。
参事兼スポーツ課長	原因ですが、屋根に上ったところ防水が切れているところがありましたので、そちらの方を徹底的に修繕するというところでございます。
加藤千春委員	雨漏りの原因は確認済みなので、それに対応した対策をこの修繕工事で講じるということでしょうか。
参事兼スポーツ課長	おっしゃるとおりです。
加藤千春委員	学校教育課の調理業務委託に戻ります。調理業務委託に係る積算の根拠はおそらく人件費であり、年度額は総額 321,420 千円を単純に 5 で割っていますが、ご承知のように、人件費については最低賃金も毎年 5%ぐらい上がっていることからすると、実態として 5 年間同じ金額でいくということはないのではないかと思います。人件費の上昇というのを加味する考えはなかったのでしょうか。
学校教育課主幹	債務負担行為ですので、年度がなくてもよかったのですが、この期間でこの金額ということで、少し人件費の上昇分であったりですとか、慣れてれば人手も少なくなったりということも少し加味した形にさせていただいております。あくまでもこの 5 年間にかかる限度額ということで算定をさせていただいております。
加藤千春委員	そうすると、令和 8 年度は 64,284 千円で予算を立てられると思うのですが、そうしたときに約 64,000 千円で契約して、人件費が上昇すれば、翌年は上がらざるを得ないと思うのですが、そのときはその人を減らせということを言うのでしょうか。
学校教育課	そういうことなく、この金額の中で 5 年間やってほしいというような委託の仕方

主幹	をさせていただくという理解をしていただければと思います。
加藤千春委員	最低賃金は義務的な経費ですから、それより安くするということとはできないので、人件費を抑えようとする、人を減らしてもらうしかありません。最初の年にあまり額を上げてしまうと、後々、今申し上げたような人を減らしてくださいと言わざるを得ないのではないかと心配をするのですが、継続費のように繰り越せるわけではないですね。
学校教育課主幹	自由に動ける金額ではあります。
加藤千春委員	わかりました。足りなくなつて、増額補正するようなことにならないか心配して質問させていただきました。
学校教育課主幹	いずれにしても、これからの人件費の伸びが定かではないものですから、この中でやっていきたいと考えていますので、ご理解いただければと思います。
稲垣委員	毎年契約していくイメージなののでしょうか。それとも、5年契約で、年間の業務委託料がいくらのような形の契約内容なののでしょうか。
学校教育課主幹	この5年間でいくらかという契約をさせていただく形になります。
稲垣委員	5年間のトータルが決まっており、年額が約64,000千円ということになると、加藤委員がおっしゃられた人件費の増加分は業者が負担することになり、業者の利益率が下がっていくということになるので、基本的な契約内容が5年間でもトータルが決まっているのであれば、債務負担行為額が増えていくということは、私はあまり懸念していないのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。
教育部長	債務負担行為というのは、5年間の総契約に対する限度額を議決し、予算として定めるものです。予算としての定めがないと支出負担行為ができませんので、まずは5年間の総額を議会に認めていただいて、その総額に基づいて、準備期間も含め年内に契約を行います。そこで5年間分の契約金額が決まりますので、その契約金額に基づいて令和8年度以降、毎年度の予算を定めていくという形になります。

- ・議決結果：採択（賛成5、反対0）

第32号議案 瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れについて

- ・瀬戸市立みつば小学校用備品一式の買入れについて説明があった。（教育政策課長 資料P8～11）

加藤千春委員	みつば小学校の備品はこれが全てではなくて、これはどちらかというと設備的な備品であって、教材のものはまた別にあるということでしょうか。
教育政策課施設係長	おっしゃられるとおり、今回の買入れは主に設備的な備品となっておりまして、教材につきましては、基本的に原山小学校、萩山小学校及び八幡小学校の3校で現在使用している物を再度継続的に使用する予定でございます。
加藤千春委員	そうすると、基本的にはみつば小学校となっても使えるものは使っていくという方針があって、ここに挙がっているのは、新たに購入しなければならない物をリストアップしており、それをまとめて購入すると金銭的に議決が必要になるため、今回議案と

	して挙げていただいたという理解でよろしいでしょうか。
教育政策課 施設係長	おっしゃるとおりです。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 3 号議案 教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について

- ・教育委員会に係る事務の管理及び執行状況についての点検及び評価並びにその公表について説明があった。（教育政策課長 資料 P12・別添資料）

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 3 4 号議案 令和 7 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について

- ・令和 7 年度瀬戸市教育委員会感謝状の贈呈者について説明があった。（教育政策課長 資料 P13～15）

教育政策課 長	加藤千春委員から事前質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。「濱田さんが具体的にどのような活動を通じて、瀬戸市の子どもたちのためにどのような貢献があったのが不明確なので、その点について説明していただきたいです。」についてですが、地域と触れ合う教育を実施する際には、地域に声をかけてくださって人を探していただき、また、その準備を一緒になってやってくださったり、時には濱田さん自身が子どもたちに指導をしてくださります。他にも、学校で実施する草刈りの際には、児童、保護者に混じって一緒になって取り組んでくださるなど、子どもたちのために多岐にわたって貢献してくださっています。
加藤千春委員	感謝状を贈呈する理由について説明いただきましたが、今おっしゃったようなことを最初から活動内容等を書いていただくのが本来の姿ではないでしょうか。「原山小学校と地域の方との交流に、多大なる尽力をしてくださった。」と書いてあるだけでは、記載されている内容が抽象的であり、また、瀬戸市教育委員会感謝状贈呈に関する取扱要綱には、感謝状贈呈の対象となる方は「ボランティア活動等を通じ、瀬戸市の子どもたちのために貢献いただいた個人及び団体」と規定されていることから、どのような貢献をされたかということが重要なことで、具体的に記載していただきたいかったです。同じ原山小学校の推薦でも、山名さんについては、具体的に書いてあるのですが、濱田さんについては、「様々な団体に所属し」というのは全く関係のないことだと思いますし、また、「フラワー訪問」、「ふれあいポッチャ会」、「琴に触れる会」などは貢献の内容との関係がわかりませんし、そうすると、長年にわたり原山小学校と地域の方との交流に多大なる尽力をしてくださったということだけしか書いてないものですから、それだけでは感謝状を贈呈する対象に値する方なのかどうかという判断ができません。今後、先ほど口頭で言われたことを最初から書いて資料としていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 35 号議案 瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の変更契約について

- ・瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の変更契約について説明があった。（図書館長 資料 P16）

加藤千春委員	一部で不同沈下の工事の後に補修工事が発生するので、その分が当初の契約から増えたということでしょうか。
図書館長	不同沈下の工事の後ということではなく、内装を解体したときに不同沈下の原因となるもの、また、それ以外にも欠損等が見つかっており、その分の工事の増加に伴って契約金額が増加した内容となっています。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

第 36 号議案 職員の処分に係る協議について

- ・本議案は人事に関する事件であることから、瀬戸市教育委員会会議規則第 7 条の 2 に基づき、教育長の発議により、出席委員全員の議決をもって秘密会とした。
- ・同規則第 16 条第 3 項に基づき、秘密会の会議録は公開しない。

- ・議決結果：採択（賛成 5、反対 0）

3 その他

(1) 日程について（資料 P17）

- ・令和 7 年 9 月定例教育委員会は 9 月 8 日（月）14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・令和 7 年 10 月定例教育委員会は 10 月 2 日（木）10:00 から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。

教育長

加藤 正典